

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会

第 2 回 競技運営専門委員会

目 次

《 審議事項 》

審議事項1 国スポの開催に向けた競技役員の養成について	・・・P1
・別紙：国スポの開催に向けた競技役員の養成について（案）	・・・P2
・参考：国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準	・・・P3
・参考：競技役員等養成スケジュール（予定）	・・・P4
審議事項2 第86回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針について	・・・P5
・別紙：第86回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針（案）	・・・P6
・参考：国民スポーツ大会公開競技について	・・・P7
・参考：公開競技（実施競技・会場地）の選定から決定までの スケジュール（予定）	・・・P10

《 会則・規程等 》

○ 山梨県準備委員会会則	・・・P11
○ 山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項	・・・P15
○ 山梨県準備委員会専門委員会規程	・・・P16

審議事項

第 86 回国民スポーツ大会の開催に向けた 競技役員の養成について

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会開催に向けた競技役員の養成について、別紙のように定めるものとする。

《理由》

- 大会開催に際し必要となる競技役員については、「国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準（以下「編成基準」という。）」に基づき調査した結果、現時点では、4 2 2 名が不足する見込みとなっている。
- （公財）日本スポーツ協会では、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」において競技役員を含めた参加者数の適正規模の検討など議論がされていることから、その見直し結果を踏まえ、養成していく必要がある。
- また、編成基準においては、中央競技団体は積極的に競技役員の養成に努めなければならない旨定めていることから、当該基準に基づき、積極的に競技役員の養成を進めるよう、日本スポーツ協会に要請していく必要がある。

第 86 回国民スポーツ大会の開催に向けた 競技役員の養成について（案）

- 競技役員の養成については、(公財) 日本スポーツ協会の見直し結果を踏まえ、養成計画を策定し、養成することとしたい。
- 次年度は、中央競技団体が積極的に競技役員等の養成に努めるよう、全国知事会等を通じて、日本スポーツ協会等へ要請していく。
- 養成計画は、令和 7 年に各競技団体に対し改めて調査を行い、令和 8 年に計画を策定する。
- 養成の開始時期は、開催 5 年前の令和 9 年度を目途とする。

<参考：調査結果>

- 調査期間：令和 6 年 3 月～6 月
- 調査対象：正式競技（38 競技）及び特別競技（1 競技） 計 3 9 競技団体
- 調査内容：競技会開催に際し必要となる競技役員等の状況
- 調査結果の概要：

①資格が必要な競技役員数	2, 6 1 1 人
②開催時従事見込数	1, 0 2 0 人
③県外からの派遣数	1, 1 6 9 人（中央：674 人、近県：495 人）
④不足数（①－②－③）	<u>4 2 2 人</u>

国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

(公益財団法人 日本スポーツ協会制定)

1 基本方針

- (1) 国民スポーツ体育大会の目的のひとつである地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

(1) 中央競技役員

競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。

(2) 県内競技役員

開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。

(3) 近県競技役員

上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

(1) 交通費

原則として、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。

(2) 宿泊料金

各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。

期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。

(3) 諸費

競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。

期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国民スポーツ大会開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

5 本基準の改廃

本基準の改廃については、国民スポーツ大会委員会の協議を経て行う。

競技役員等養成スケジュール（予定）

参考

年 度	JSPO	県準備（実行）委員会
令和 5 (2023) 開催 9 年前		競技運営基本方針の策定
令和 6 (2024) 開催 8 年前	JSPO有識者会議 (3月に意見とりまとめ)	競技役員等基礎調査 ↓ 養成計画の再検討
令和 7 (2025) 開催 7 年前	JSPO理事会で提言を審議 (4月) ↓ 改革を検討 (詳細未定)	競技役員編成基準等 の見直しをJSPO等に 要請 ↓ 競技役員等 基礎再調査
令和 8 (2026) 開催 6 年前		競技役員等 養成計画の策定 ↓ 予算措置
令和 9 開催 5 年前		全スポ [®] ↓ 競技役員等基礎調査、 養成計画の策定
令和 10 開催 4 年前		競技役員等 養成 ↓ 計画の 随時 改定
令和 11 開催 3 年前		競技役員等 養成
令和 12 開催 2 年前		競技役員等 養成
令和 13 開催 1 年前		競技役員等 養成
令和 14 (開催年)	第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 開催	

第 86 回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針について

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針を、別紙のように定めるものとする。

《理由》

- 公開競技は、令和 7 年 1 1 月に（公財）日本スポーツ協会において決定される。
- また、令和 9 年 6 月に提出する開催申請書において、正式競技等と併せて実施する公開競技を記載する必要がある。
- ついては、公開競技の選定作業を円滑に進めるため、実施競技の選択、会場地市町村の選定、業務分担及び経費負担等について、あらかじめ定めたい。

<参考>

- 第 86 回国民スポーツ大会公開競技について
- 公開競技の選定から決定までのスケジュール（予定）

第86回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針（案）

第 86 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民スポーツ大会公開競技実施基準」並びに「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

国スポを契機として、県民が様々なスポーツに触れ合う機会をより多く増やすことにより、誰もが健康で生き生きと暮らせる社会及び多様性を理解し合える共生社会の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第 86 回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針」に基づき次の事項について総合的に検討し、選択する。

- （１）競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が推進されること。
- （２）当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- （３）当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基本方針」に順次し、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- （１）市町村と競技団体の意向が合致すること。
- （２）実施する公開競技の普及・振興が図られる市町村であること。
- （３）実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- （１）実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- （２）実施時期は、国スポ開催年度の 4 月 1 日から閉会までとする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- （３）実施期間は、4 日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- （１）競技会の準備及び開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- （２）参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。

国民スポーツ大会公開競技について

公開競技とは、国民スポーツ大会実施競技の一環として、スポーツ振興、競技の普及、国民へのスポーツ推進の観点、生涯スポーツ社会の実現を目的に実施する競技のことで、綱引き、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、武術太極拳、バウンドテニス、エアロビック、ダンススポーツ、スポーツチャンバラの9競技がある。（第4期公開競技選定）

公開競技は、当該中央競技団体が競技会の準備及び開催運営に係る業務を主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。また、公開競技は、天皇杯・皇后杯に得点換算されず、競技形式は当該競技の中央競技団体の考え方による。実施時期は、当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとする。競技会の会期は4日間を上限とする。

《参考》

公開競技種目とは・・・（9種目）

綱引き（成年男女・少年男女・成年男女混合 選手・監督：329人※R6 佐賀国スポ（以下同じ））

運動会など色々な場面で一本の綱を双方で引き合う競技です。

綱引き競技はアウトドアとインドアがありますが、日本ではインドアが主流で、長さ33m幅0.9mのレーン上で8名の競技者が引き合います。勝敗は時間無制限で、4m引いた方が勝ちというわかりやすい競技です。競技は競技者8人の合計体重によるクラス分けで行います。運動会の綱引きと大きく違うところは立った姿勢からスタートするところで、スタート時の無理な体勢移動が無いので年齢に関係なくいつまでも綱引きを楽しむ事ができます。

ゲートボール（男子・女子 選手・監督：195人）

T字型スティックでボールを打ち、3つのゲートを通わせ、コート中央のゴールポールに早く当て、上がることを競う競技です。

競技は、1チーム5人による対抗戦により行われ、試合時間は30分です。先攻チームは自分と同じ番号のついた赤ボール（奇数番号）を、後攻チームも同じ番号のついた白いボール（偶数番号）を1番の選手から順番に打っていきます。

スタートエリアから第1ゲートに向かって打ち、第1ゲート、第2ゲート、第3ゲートを通わせ、最後にゴールポールに当てると、その選手は上がりになります。先に5人全員が上

ったチームが勝ちとなり、30 分間で勝ち負けしない場合は、それぞれのチームの総得点で勝敗を決めます。

得点は第 1 ゲート、第 2 ゲート、第 3 ゲートの通過に成功するとそれぞれ 1 点ずつ、合わせて 3 点、そしてゴールポールに当てると 2 点の、合計 5 点が選手 1 人の最高得点になります。したがって、チーム 5 人全員が上がると 25 点となり、これをパーフェクトゲームといいます。

パワーリフティング (成年男女 選手・監督：172 人)

人間の基本的運動要素「立つ」「押す」「引く」のウエイトトレーニングを競技化したスポーツです。

「スクワット」「ベンチプレス」「デッドリフト」の 3 種目で重量を競い合い、そのトータル重量で順位を決定します。

「スクワット」はバーベルを肩に担ぎ。しゃがんでから立ち上がります。

「ベンチプレス」はベンチ台に仰向けになり、胸の上でバーベルを持ち上げます。「デッドリフト」は床に置かれたバーベルを垂直に引き上げ、足と背中が伸びきるまで持ち上げます。

シンプルな競技であるがために、いかに筋肉がついているのかよりも、純粋にパワーとスピードが要求されるのが、この競技の特徴といえます。

グラウンド・ゴルフ (男女混成 選手・監督：540 人)

ゴルフをアレンジした軽スポーツとして誕生しました。

専用のクラブ、ボール、ホールポスト、スタートマットを使用してゴルフのようにボールをクラブで打ちホールポストにホールインするまでの打数を競います。運動場や河川敷、専用コースなどで行います。

武術太極拳 (成年男女・少年男女・シニア男女 選手・監督：198 人)

伸びやかで大きく、ゆったりとした動作が特徴の「太極拳」と、姿勢や動作が大きくスピードがあり、躍動感が多く含まれ、優美で活動的なことが特徴の「長拳」で競い合う競技です。日本では太極拳と各種の中国武術、中国拳法を総称して、「武術太極拳」の名称で普及が進められています。武術としての姿勢や動作の正しさ、動作の均衡と力の運用の正しさ等を採点し、勝敗を決します。

バウンドテニス (男子の部・女子の部 選手・監督：410 人)

一言で言うと狭いスペースでできるテニスです。「バウンド」とはボールがよく弾むことと「限られたスペース」でできること（バウンダリー）に由来しています。

コートが 3 m × 10 m、ネットの高さが 50 cm と定められ、テニスコートの 1 / 6

の面積でプレイができ、場所を選ばず楽しめることが何より大きな特色となっています。シングルとダブルス、大会によっては混合ダブルスもあります。ダブルスは必ず4人が交互にボールを打たなくてはなりません。4ポイント先取の9ゲームマッチ（先に5ゲーム取った方が勝ち）。また、BTラリー戦という種目があり、1チーム6人でネットを挟んで3人ずつ分かれ順番にボールを打ちます。1分間に何回ラリーが続くかを3回行い、その合計で他のコートと競い合います。

エアロビック（成年女子シニア女子、成年男子シニア男子、成年混合シニア、成年混合グ

ランドマスターズ 選手・監督：222人）

エアロビックダンスや、技術的に体系化して「スポーツ」に発展したものです。競技には国際大会につながる公式競技のほか普及を目的としたチーム競技、フライト競技があります。部門や年齢別に7m四方と10m四方の競技エリアを使用し、定められた競技時間の中でエアロビック動作や、エレメントと呼ばれる難度別動作を組み合わせた演技（ルーティーン）を行います。これを「難度」「実施」「芸術」の観点から審判員が採点し、その総合点で優劣を競います。競技部門としては、シングル、ミックスペア、トリオ、グループ、エアロビックダンス、エンジョイチーム、フライトの7種目あります。

ダンススポーツ

社交ダンスをベースとしつつ、スポーツ性を追求して独自に発展した競技スポーツとして実施されています。男女が一組のペアとなり、音楽に合わせて体を緩急自在に動かすスポーツで、男性と女性の一組により芸術性とスポーツ性を引き出すスポーツ競技種目です。我が国でも生涯スポーツとして広く普及しています。

スポーツチャンバラ

スポーツチャンバラは1971年に始められた競技。日本において遊技として存在したチャンバラごっこと小太刀護身道を基にし、スポチャン面とエアソフト剣、楯や籠手を用いる競技である。略称はスポチャン。

公開競技（実施競技・会場地等）の選定から決定までのスケジュール（予定）

時 期			内 容
通年	年度	月	
8年前	R 6	1～2月	・ 公開競技実施基本方針の決定（競技運営専門委員会→常任委員会）
7年前	R 7	11月	第5期<R14～17大会>実施競技の選定（JSP0国スポ委員会→理事会） ・ 中央競技団体への意向調査 ・ 市町村への意向調査
		12月～	・ 実施競技・会場地の調整 （中央競技団体、県内競技団体、市町村）
6年前	R 8	～2月	調整 ・ 実施競技・会場地市町村 内定
5年前	R 9	6月 7月	・ 開催申請書の提出（県→JSP0・文科省） 決定〈実施競技・競技会場地等〉（JSP0国スポ委員会→理事会） ※参考 競技会会期の決定：R11.12（JSP0国スポ委員会）

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（特別委員会）

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること

ができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 開・閉会式会場に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 総務企画及び運営に関すること
- 7 競技の企画及び運営に関すること
- 8 大会実施競技に関すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 10 広報及び県民運動に関すること
- 11 宿泊及び衛生に関すること
- 12 輸送及び交通に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 15 その他開催準備に関すること

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 6 文化プログラムに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストラーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストラーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること